

# 山形県立図書館条例

昭和 25 年 8 月 31 日  
山形県条例第 45 号

改正 昭和 27 年 7 月 5 日条例第 50 号 昭和 31 年 9 月 30 日条例第 53 号  
昭和 34 年 3 月 28 日条例第 15 号 平成 2 年 7 月 10 日条例第 26 号

県議会の議決を経て、山形県立図書館条例をここに公布する。

山形県立図書館条例

(設置)

**第 1 条** 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定により、山形県立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

全部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

(位置及び名称)

**第 2 条** 図書館の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 山形市緑町一丁目 2 番 36 号

名称 山形県立図書館

全部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕、一部改正〔平成 2 年条例 26 号〕

(職員)

**第 3 条** 図書館に、館長、専門的職員、事務職員、技術職員及びその他の職員をおく。

全部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

(図書館協議会)

**第 4 条** 法第 14 条の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

(委員の定数)

**第 5 条** 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、7 名とする。

一部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

(委員の任期)

**第 6 条** 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

**第 7 条** 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

(規則への委任)

**第 8 条** この条例で定めるもののほか、図書館及び協議会の運営等について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

追加〔昭和 34 年条例 15 号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、昭和25年7月30日から適用する。

2 行啓・記念山形県立図書館図書貸出手数料徴収条例（昭和22年9月山形県条例第22号）は、昭和26年3月31日限り廃止する。

旧3項繰上〔昭和34年条例15号〕

附 則（昭和31年9月30日条例第53号抄）

この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年7月10日条例第26号）

この条例は、平成2年7月28日から施行する。